

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1 一般廃棄物処理施設の名称等

一般廃棄物処理施設の名称	鳥取県西部広域行政管理組合 エコスラグセンター
一般廃棄物処理施設の設置の場所	鳥取県伯耆町岸本字大成 489 番地 1
一般廃棄物処理施設の設置の種類	ごみ処理施設（熔融施設）
届出の年月日	平成 14 年 10 月 2 日
使用開始年月日	平成 16 年 3 月 15 日

2 本施設の維持管理計画

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準*との比較

廃棄物処理法の技術基準 (廃掃法施行令 第四条の五)	本計画施設の内容
一 施設へのごみの投入は当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	本計画施設への処理対象物の投入量は、計量装置により各炉毎に計測されており、当該施設の処理能力を超えないよう投入制御を行う。
二ーイ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合は、常時、ごみを均一に混合すること。	本計画施設では、処理対象物を性状毎に分割したピットに貯留し、クレーン方式により前処理設備に投入する。 ピット内では処理対象物毎に十分攪拌する。 性状の異なる処理対象物は、定量供給装置により適正な比率で熔融炉に投入する。
二ーロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	本計画施設では、環境大臣が定める焼却施設のうち「一時間当たりの処理能力が二トン未満の焼却施設」にあたるため、本項は適用されないが、より安定した処理状態を確保するため、外気と遮断された状態で定量ずつ連続的に処理対象物を熔融炉に投入する。
二ーハ 燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保つこと。	二次燃焼室における燃焼ガス温度について 1,100℃で管理する。
二ーニ 焼却灰の熱灼減量が 10%以下になるように焼却すること。	本計画施設では焼却灰は発生せず、熔融スラグが発生する。熔融スラグの熱灼減量は 10%以下となる。
二ーホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃装置を作動させることにより、炉温を速やかに上昇できる設備とする。

<p>二一へ 運転を停止させる場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽すこと。</p>	<p>溶融炉内の溶融処理の区画にある処理対象物については、燃料により溶融し尽す。</p>														
<p>二一ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>溶融炉・二次燃焼室における燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>														
<p>二一チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度は自動的に 180℃ に冷却するよう制御する。</p>														
<p>二一リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>														
<p>二一ヌ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p>	<p>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんは、排出装置を用いて稼働中にも連続排出するとともに、定期点検時等に内部清掃により除去する。</p>														
<p>二一ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百(100ppm)以下となるようにごみを焼却すること。</p>	<p>処理状態を監視・制御し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の十(10ppm)以下となるよう運営管理する。</p>														
<p>二一ワ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。</p>														
<p>二一ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が燃焼室の処理能力に応じて定められる濃度以下となるようにごみを焼却すること。</p> <table border="1" data-bbox="288 1538 708 1783"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理能力</th> <th colspan="2">基準(ng-TEQ/m³N)</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>既設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4t/h 以上</td> <td>0.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2~4t/h</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>2t/h 未満</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	処理能力	基準(ng-TEQ/m ³ N)		新設	既設	4t/h 以上	0.1	1	2~4t/h	1	5	2t/h 未満	5	10	<p>本計画施設の処理能力では 5ng-TEQ/m³N 以下が適用されるが、本施設では安全をみて 0.1ng-TEQ/m³N 以下で管理する。</p>
処理能力		基準(ng-TEQ/m ³ N)													
	新設	既設													
4t/h 以上	0.1	1													
2~4t/h	1	5													
2t/h 未満	5	10													

<p>二一カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>煙突から排出される排ガスについて以下の項目・頻度で測定し、かつ、記録する。</p> <p>ばいじん : 6か月に1回×3炉 硫黄酸化物 : 6か月に1回×3炉 窒素酸化物 : 6か月に1回×3炉 塩化水素 : 6か月に1回×3炉 ダイオキシン類 : 1年に1回×3炉</p> <p>3炉とは溶融炉×2炉、乾燥機×1炉である。</p> <p>※本計画施設の乾燥機は大気汚染防止法施行令別表第一の11にある乾燥炉であるため、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの3項目の測定を実施している。</p>
<p>二一ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように関係機器の保守・点検を励行する。</p>
<p>二一レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。</p>	<p>ばいじんを溶融スラグと分離して排出し、貯留する。</p>
<p>二一ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p>	<p>本計画施設は、他施設から排出されるばいじん及び焼却灰等を処理する施設であるため、これらを溶融する溶融炉内の温度を融点以上で管理する。</p>
<p>二一ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p>	<p>本計画施設は、溶融炉から発生するばいじんを薬剤処理する装置を設けており、薬剤処理装置を適正に維持管理することにより、ばいじん、薬剤及び水と均一に混合する。</p>
<p>二一フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p>	<p>消火栓、その他必要な消火設備を設けるとともに火災の発生防止を考慮した運営管理を実施する。</p>
<p>十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>処理対象物の飛散及び悪臭の発散を防止するため、関連設備の維持管理を励行する。</p>
<p>十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p>	<p>本計画施設の処理対象物には腐敗する有機物が少ないため、蚊、はえ等が大量に発生する可能性は少ないが、排水処理設備等の適正な維持管理及び場内清掃を励行し、衛生害虫の発生防止に努める。</p>

<p>十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>著しい騒音及び振動の発生により周辺環境を損なわないよう関連設備の維持管理に努める。</p>
<p>十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。</p>	<p>施設からは排水を放流しない。</p>
<p>十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。</p>	<p>施設の機能を維持するために関連設備の維持管理に努めるとともに、定期的な機能検査並びにばい煙等に関する検査を行う。</p>
<p>十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。</p>	<p>本組合の責任において維持管理を励行する。</p>
<p>十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存する。</p>

注) 本計画施設に該当しない項目及び但し書きについては省略している。